

日立市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

日立市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月4日提出

日立市長 小川 春樹

---

(提案説明)

市営住宅への入居の円滑化を図る等のため、本条例を制定するもの  
あります。

日立市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日立市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号エ中「15歳」を「18歳」に、「3月31日までの間にある者」を「3月31日が到来していない者」に改め、同号カ中「オまで」を「カまで」に改め、同号中カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 入居者及びその配偶者の年齢の合計が規則で定める数以下である場合 214,000円（改良住宅にあつては139,000円）

第6条第1項中第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「同項第2号（第5号及び第6号）」を「同項第1号（第7号及び第8号）」に、「同項第1号、第3号及び第5号」を「、同項第2号及び第4号」に改め、同項第3号中「中国残留邦人等」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定

によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。)を受けている者」に改め、同項第7号中「第1項第3号イ(ア)から(エ)まで」を「第1項第2号イ(ア)から(エ)まで」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等（前号に該当する者を除く。）であって、  
ア又はイのいずれかに該当するもの

ア 犯罪により害を被ったことにより収入が減少し現在居住している住宅に居住し続けることが困難となったと認められる者

イ 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等（犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。）が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となったと認められる者

(6) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項第3号に規定する事業による援助を受けている者

第6条第3項に次の1号を加える。

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に居住の安定を図る必要があると認める者

第6条中第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同条第5項中「第3項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とする。

第7条第2項中「前条第1項第3号オ」を「前条第1項第2号カ」に、「同項第3号イ(ア)から(エ)まで及び同条第3項第1号から第4号までに

掲げる者にあつては同条第1項第1号及び第3号から第6号まで」を「同項第2号イ(ア)から(エ)まで、同条第2項第1号から第6号まで及び第10号に掲げる者にあつては、同条第1項第2号から第5号まで」に改める。

第9条第2項中「寡婦」の次に「又は寡夫」を加え、「及び第6条第1項第3号」を「、第6条第1項第2号」に改め、「低額所得者」の次に「その他規則で定める者」を加える。

第11条第1項第1号中「資格を有する連帯保証人の連署する」を削り、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、同条の次に次の1条を加える。

(期限付き入居の決定)

第11条の2 市長は、入居の期間を限って入居させることが適当であるものとして規則で定める場合に該当するときは、10年を超えない範囲内において規則で定める期間を定めて、前条第3項の規定による決定をすることができる。

2 前項の規定による決定（以下この条において「期限付き入居の決定」という。）は、当該決定に係る期間（第9項の規定により当該期間を延長した場合には、当該延長後の期間。以下この条において「入居期間」という。）の満了によりその効力を失うものとする。

3 市長は、期限付き入居の決定をしようとするときは、規則で定めるところにより、前項に規定する事項について入居予定者に説明するものとする。

4 入居予定者は、前項の規定による説明を受けたときは、規則で定め

るところにより、当該説明を受けた旨を証する書類を市長に提出しなければならない。

- 5 市長は、期限付き入居の決定を受けた入居者に対し、当該入居者の入居期間が満了する日の1年前から6月前までの間に、規則で定めるところにより、第2項に規定する事項について通知するものとする。
- 6 期限付き入居の決定を受けた入居者は、入居期間が満了する日までに、当該市営住宅を明け渡さなければならない。
- 7 期限付き入居の決定をした場合にあっては、第5条第7号及び第8号、第31条、第32条第2項並びに第34条の規定は、適用しない。
- 8 第2項の規定にかかわらず、市長は、期限付き入居の決定を受けた入居者が当該決定を受けた後に第27条第2項に規定する収入超過者又は第31条第1項に規定する高額所得者に該当するに至ったことを理由として当該市営住宅を明け渡す旨の申出をしたときは、当該決定を取り消すことができる。
- 9 市長は、入居期間が満了する日において入居者に当該市営住宅を明け渡すことができないやむを得ない事情として規則で定める事情があると認めるときは、次項の規定による入居者の申請に基づき、10年を超えない範囲内において規則で定める期間、入居期間を延長することができる。
- 10 前項の規定による入居期間の延長を受けようとする入居者は、規則で定めるところにより、入居期間の延長の申請をしなければならない。
- 11 第3項及び第4項の規定は、第9項の規定による入居期間の延長

について準用する。この場合において、第3項中「期限付き入居の決定」とあるのは「第9項の規定による入居期間の延長」と、同項及び第4項中「入居予定者」とあるのは「第10項の申請をした者」と読み替えるものとする。

第14条第1項中「この項」を「この条」に改め、同項ただし書中「請求」を「報告の請求」に改め、同条第5項中「最初に第1項又は前項」を「最初に第1項、第4項又は第5項」に、「家賃の」を「家賃を」に、「、第1項又は前項」を「、第1項又は第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

5 市長は、入居者（法第16条第4項に規定する入居者に限る。）が次条第1項の規定により収入を申告すること及び第35条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、第35条第1項の規定による書類の閲覧の請求その他の規則で定める方法により把握した当該入居者の収入（次項の規定により更正した場合には、その更正後の収入。第27条及び第30条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、住宅法施行令第2条に規定する方法により算定した額とすることができる。

6 次条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する方法により把握した入居者の収入について準用する。この場合において、同条第2項中「前項の規定による収入の申告に基づき、収入を認定し、」とあるのは「前条第5項に規定する方法により把握した入居者の収入を当該」と、同条第3項中「入居者は」とあるのは「前条第6項において準用

する前項の通知を受けた入居者は」と、「前項の認定」とあるのは「当該通知に係る収入」と、「当該認定を更正し、更正後の収入を」とあるのは「当該収入を更正し、」と読み替えるものとする。

第15条第2項中「収入の額を認定し、その額を」を「収入を認定し、」に改め、同条第3項中「更正する」を「更正し、更正後の収入を当該入居者に通知する」に改める。

第17条第1項中「第11条第4項」を「第11条第3項」に改める。

第18条第1項中「第14条第5項」を「第14条第7項」に改める。

第25条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該模様替え若しくは増築又は建物若しくは工作物の設置について、当該市営住宅の利便の増進に資すると認めるときは、この限りでない。

第27条第1項中「認定した市営住宅の入居者の収入の額が第6条第1項第3号」を「認定し、又は第14条第5項に規定する方法により把握した市営住宅の入居者の収入が第6条第1項第2号」に改める。

第29条第1項中「第14条第1項」の次に「及び第5項」を、「毎月、」の次に「当該認定に係る」を、「第8条第2項」の次に「又は第3項」を加える。

第30条第1項中「認定した市営住宅の入居者の収入の額」を「認定し、又は第14条第5項に規定する方法により把握した市営住宅の入居者の収入」に改める。

第32条第1項中「及び」の次に「第5項並びに」を加える。

第35条第1項及び第38条中「及び第4項」を「、第4項若しくは

第5項」に改める。

第39条中「第14条第1項」の次に「若しくは第5項」を加える。

第40条第1項第5号中「第12条」を「第11条の2第6項、第12条」に改め、同条第3項及び第7項中「年5パーセント」を「法定利率」に改める。

第47条中「第11条第4項」を「第11条第3項」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）前に決定した市営住宅の入居者に係るこの条例による改正前の第11条第1項第1号の誓約書の効力は、当該誓約書に連署した連帯保証人の当該市営住宅に係る保証契約が継続する間、なお従前の例による。

3 施行日前に到来した支払期に係るこの条例による改正前の第40条第3項及び第7項に規定する利息については、なお従前の例による。